

# 長野市スタートアップ成長支援業務委託公募型プロポーザル募集要領

## 1 提案競技の趣旨

長野市（以下「市」という。）では、産業の活性化を図るとともに、若者に魅力的な雇用の場を確保すること等を目的に、起業・創業への取組を推進しています。また、長野県は、IT人材を集積して産業のデジタルトランスフォーメーションの推進や革新的なITビジネスの創出を目指す「信州ITバレー構想」を令和元年9月に取りまとめ、IT人材の育成・誘致・定着や、IT企業の誘致・ITを活用した創業支援の取組を進めています。

同構想には、善光寺門前地域を核とした市の中心市街地を「Society5.0を体現する街」「日本の未来を体験できる街」「起業家精神をはぐくむ街」「ユニコーンを生む街」「メガベンチャーが集まる街」など、世界にアピールできる先進的でイノベーティブな街にすることを旨とする「善光寺門前イノベーションタウン構想（ZIT構想）」が位置づけられています。

このような中、本市ではZIT構想の推進を図るため、起業家（新たな革新的なビジネスモデルで社会課題解決に挑戦するアントレプレナー及び企業内から新たなビジネスモデルで新規事業を創出する者）などを発掘し、事業化や事業の成長を支援し、成長した起業家が新たな起業家を支援することで起業家を次々に生み出していく仕組み（スタートアップエコシステム）の構築を推進するため、起業家を生み出すための支援や環境づくり、起業家の成長を加速させる伴走支援などの業務について、公募型プロポーザル（提案競技）方式により選定された企業等に委託します。

この募集要領は、委託する業務内容（別紙「長野市スタートアップ成長支援業務委託仕様書」を参照）及び受託者を選定するための公募型プロポーザルの内容を定めたものです。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 長野市スタートアップ成長支援業務委託
- (2) 業務内容（詳細は別紙「長野市スタートアップ成長支援業務委託仕様書」を参照）
  - ア 起業や新規事業創出に関心を持つ者の裾野拡大や仲間づくりのためのイベント等の実施
  - イ 起業や新規事業創出につながる地域課題（ニーズ）とシーズが会う場づくりの実施
  - ウ 起業や新規事業創出に向けたイノベーション創出プログラムの実施
  - エ 起業家の成長を加速するための伴走支援の実施
  - オ 本市の起業支援に関する情報発信
  - カ 本市施策や支援機関等との連携
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (4) 事業費 上限額 17,850,000円（取引に係る消費税及び消費税額及び地方消費税含む。）

※1）事業費の上限額は、本市の令和2年度当初予算に基づくものであり、契約時

に同額による契約締結を保障するものではありません。

※2) 本事業は国の地方創生推進交付金の採択を受けており、令和2年度を初年度とした3年間の継続事業を予定しています（初年度の受託事業者の継続的な契約を確約するものではありません）。4年目以降は、受託事業者の自主運営で事業内容を継続するものとします。

### 3 応募の条件

#### (1) 応募者の資格

次に掲げる要件をいずれも満たす者（二以上の者によって結成される共同企業体方式による場合はすべての者）とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号）の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと

イ 暴力団対策法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと

ウ 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい能力を備えていること

エ 本市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は本事業選定後入札参加資格者登録を行う者であること

オ 共同企業体により参加する場合において、同時に2以上の共同企業体の構成員になっていないこと

カ 応募時点で法人登記をしていない者が本事業を受託した場合には、契約後速やかに登記を行うこと

#### (2) 共同参加

本業務には、複数の事業者等による共同参加ができるものとします。

この場合、別に定める「共同企業体協定書」を指定日までに提出してください。

また、本業務に関する責任は、代表事業者が負うこととします。

参加要件は、「3（1）応募者の資格」の各項目全てを満たしていることとし、同時に2以上の共同起業体の構成員になっていないこととします。

#### (3) 一企業一提案

一の応募者について1件の応募提案に限り、複数の応募提案は認めません。また、一の民間企業が複数の応募者への参加を通じて2件以上の応募提案をすることも認めません。

### 4 公募型プロポーザルに関する参加申込手続き

#### (1) 公募型プロポーザルに係る書類の交付

企画提案に参加を希望する場合は、次のいずれかの方法で書類の交付を受けてください。

ア 長野市商工観光部商工労働課のホームページからダウンロード  
URL:<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/457698.html>

イ 長野市商工観光部商工労働課の窓口で配布

※) ア、イによることが困難な場合には、長野市商工観光部商工労働課までご相談ください。

### (2) 公募型プロポーザルへの参加申込書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、以下ウに示す書類を、郵送又は持参により提出してください。郵送の場合は、本市への到達が証明できる書留等によるものとし、受付期間内に到達したものを有効とします。

なお、参加申込書を提出した場合であっても、随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができるものとします。ただし、その際には辞退届(任意様式)を速やかに提出してください。

ア 参加申込書提出期限：令和2年9月2日(水)午後5時(必着)

イ 参加申込書提出場所：長野市商工観光部商工労働課(提出先等は11を参照)

ウ 提出書類

(ア) 参加申請書(様式1)

(イ) 事業所概要調書(様式2)

(ウ) 誓約書(様式3)

(エ) 共同企業体協定書(様式4)(共同参加申請する場合に限り)

(オ) 定款(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)

(カ) 登記簿又は履歴事項全部証明書(法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類)

(キ) 市税の未納がないことを証明する書類(納税証明書)

(ク) 法人については、直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(又はこれらに類する書類)

エ 参加資格の合否決定：令和2年9月4日(金)午後

合否結果はメールで通知します。

### (3) 応募に関する質問

募集要領等に関する質問については、以下の手順により受け付けます。

ア 受付期限：令和2年9月4日(金)午後5時まで

イ 受付方法：質問書(様式5-1及び5-2)を持参、FAX、電子メールのいずれかの方法により、長野市商工観光部商工労働課まで送付してください。なお、FAX、又は電子メールで提出した場合は、到着の確認連絡をお願いします。(送付先等は11を参照)

ウ 回答方法：質問者及び参加資格者全員に対し、原則として電子メールにより回答します。

エ 回答日：令和2年9月7日(月)まで

オ その他

(ア) 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過

きた質問書は受け付けません。

- (イ) 共同企業体の場合は、代表者からのみ質問を受け付けます。
- (ウ) 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し電話等で確認を行います。

## 5 企画提案書等の提出方法

本件における公募型プロポーザルに参加する者は、次により企画提案書を提出してください。なお、企画提案書は原則としてA4サイズとします。

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書

以下の項目を記載した企画提案書（任意の様式。各ページには、ページ番号及び提案者名を記載してください。）

- (ア) 本市の起業・創業支援に関する課題分析と、本事業に関する他地域で行われている同様の取組に対する優位性（長野市らしさ）
- (イ) 起業や新規事業創出に関心を持つ者の裾野拡大や仲間づくりのためのイベント等の実施
- (ウ) 地域課題とシーズが会うための効果的な場づくりの方法
- (エ) 起業や新規事業創出に向けたイノベーションプログラムの内容
- (オ) 起業家の成長を加速するための伴走支援方法
- (カ) 起業支援に関する情報発信の方法
- (キ) 本市施策や支援機関等との連携方法
- (ク) 本業務の実施体制（予定又は想定している人材、機関があれば具体的に記載してください）
- (ケ) 5年間の事業実施計画及び資金計画（自主運営のための財源調達の方法も含む）
- (コ) その他自由提案（任意）

本事業をより効果的に実施するために必要なものや、5年以上の継続実施に必要なもの等がある場合は記載してください。

なお、自由提案を行う場合は、当該提案に要する経費を概算で明らかにするとともに、2（4）の注2の金額に含まれるかも明らかにしてください。

#### イ 見積書（様式6）

計画に要する経費については、主な項目の内容（概算）を明示してください。

### (2) 企画提案書等の提出

公募型プロポーザル参加者は、事業提案書（様式第3号）の企画提案書及び必要書類を添えて、次により提出してください。

ア 提出期限：令和2年9月11日（金）正午（必着）

イ 提出方法：持参又は郵送により長野市商工観光部商工労働課に提出してください。（提出先等は11を参照）郵送の場合は、本市への到達が証明できる書留等によるものとし、受付期間内に到達したものを有効とします。

ウ 提出部数：8部

(3) 提出された企画提案書等の取り扱い

ア 提案書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とします。

イ 提出されたすべての書類は、返却しません。

ウ 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

エ 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しません。

オ 提出書類は原則として公表しません。ただし、長野市情報公開条例（平成13年9月25日条例第30号）に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りではありません。

カ 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがあります。

## 6 選定方法

(1) 選定委員会の設置

委託候補者の選定は、長野市スタートアップ成長支援業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し行います。

(2) 選定方法

選定委員会は、提出された書類及びプレゼンテーション（6（5）を参照）に基づき、提案の内容を総合的に評価し選定を行います。

(3) 当選者の選定

総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を、委託候補者とします。

なお、選定結果は、別途文書で速やかに通知します。

(4) 選定過程の非公開

選定委員会は非公開とします。

また、選定結果に対しての異議申し立ては一切受け付けません。

(5) プレゼンテーションについて

ア 日時：令和2年9月16日（水）9時00～

イ 参加人数：5名以内（webによる参加者を含む）

ウ 場所：長野市役所第二庁舎9階

エ 企画提案の所要時間：プレゼンテーション20分、選定委員による質疑10分

オ 注意事項：Microsoft Powerpoint等を用いたプレゼンテーションを希望する場合には、スライド内容を印刷した資料を当日8部持参してください。なお、パソコン、プロジェクター等については、原則参加者で用意し、機器を持ち込む場合、また、web会議システム（Zoomを予定）を使用するプレゼンテーションを希望する場合は、事前に長野市商工観光部商工労働課に連絡してください（連絡先等は11を参照）。詳細については、別途参加者に通知します。

## 7 失格事項

- (1) 虚偽の内容が記載されているとき
- (2) プレゼンテーションに不参加のとき（プレゼンテーションの開始時間から5分以上遅れた場合を含む）
- (3) その他、選定委員会が不相当と認めるとき

## 8 委託契約についての留意点

6により選定された者を、事業の委託候補者とします。

- (1) 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとします。

優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行います。

ア 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行うこととします。

イ 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、当市と受託者が協議の上決定することとします。

ウ 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとします。

エ 市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとします。

- (2) 委託料の支払い

ア 委託料の支払いは、業務が終了した際に提出される報告書に基づき、市が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払います。

イ 上記に関わらず、本受託事業を実施するにあたり必要がある場合には、部分払いができるものとします。

ウ 本事業は国の交付金を活用した事業のため、他の公的機関が助成する他の制度と重複する経費は対象としません。

- (3) 事業の実施により発生した収入の取扱い

受託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合は、都度、双方協議を行い、委託料を整理することとします。

- (4) 委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である市に帰属します。

## 9 事業報告書等について

- (1) 事業終了後の報告

事業終了後、委託契約書等に基づき業務の成果に関する報告書、収支決算書等を提出していただきます。

なお、事業の進捗状況等の報告や事業終了後の当該事業に基づく起業、新規事業創業の状況について報告を求めます。

(2) 帳簿の整備について

会計関係帳簿類を整備し、当該委託事業に係る経費等を明確に区分してください。必要に応じて、事業実施中に検査を行います。

(3) その他

本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院による実地検査の対象となる場合があります。

## 10 提案競技の日程

(1) 参加申込書提出期限：令和2年9月2日（水）午後5時まで

(2) 参加資格の合否決定：令和2年9月4日（金）午後

(3) 提案書作成に関する質問期間：令和2年9月4日（金）午後5時まで

※質問者及び参加資格者全員に対し、原則として電子メールにより随時回答。

(4) 企画提案受付期間：令和2年9月11日（金）正午まで（必着）

(5) プレゼンテーション：令和2年9月16日（水）午前9時から

(6) 選定結果通知：選定後速やかに通知

(7) 契約締結：令和2年10月下旬

## 11 提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市商工観光部商工労働課（第二庁舎3階）

電話 026-224-6751（直通） FAX 026-224-5078

E-mail kigyō-richi@city.nagano.lg.jp